

## 平成三十年総務省令第六十一号

国立研究開発法人情報通信研究機構法附則  
 第八条第四項第一号に規定する総務省令で  
 定める基準及び第九条に規定する業務の実  
 施に関する計画に関する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十  
 一年法律第六十二号）附則第八条第四項第一号  
 及び第九条の規定に基づき、国立研究開発法人情  
 報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定  
 する総務省令で定める基準及び第九条に規定する  
 業務の実施に関する計画に関する省令を次のよう  
 に定める。

## （識別符号の基準）

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構法  
 （平成十一年法律第六十二号。以下「法」と  
 いう。）附則第八条第四項第一号に規定する総  
 務省令で定める識別符号の基準は、暗証符号を  
 設定する場合、次の各号のいずれに  
 も該当することとする。

- 一 字数八以上であること。
- 二 これまで送信型対電気通信設備サイバー攻  
 撃のために用いられたもの、同一の文字のみ  
 又は連続した文字のみを用いたものその他の  
 容易に推測されるもの以外のものであるこ  
 と。

## （実施計画）

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以  
 下「機構」という。）は、法附則第九条前段の  
 規定により業務の実施に関する計画（以下「実  
 施計画」という。）の認可を受けようとするこ  
 とは、実施計画を総務大臣に提出して申請しな  
 ければならない。

2 機構が作成する実施計画には、次に掲げる事  
 項を記載しなければならない。

- 一 特定アクセス行為に係る業務に従事する者  
 の氏名、所属部署及び連絡先
- 二 特定アクセス行為の送信元の端末設備又は  
 自営電気通信設備に割り当てられるアイ・  
 ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和五十  
 九年法律第八十六号）第六十四条第二項第  
 三号に規定するアイ・ピー・アドレスをい  
 う。以下同じ。）その他のこれらの設備に関  
 する事項
- 三 特定アクセス行為に係る識別符号の方針及  
 び当該方針に基づき入力する識別符号
- 四 特定アクセス行為の送信先のアクセス制御  
 機能を有する特定電子計算機である電気通信

設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を  
 介して接続された他の電気通信設備に割り当  
 てられるアイ・ピー・アドレスの範囲その他  
 のこれらの設備に関する事項

- 五 特定アクセス行為により取得する通信履歴  
 等の情報の安全管理措置その他の当該情報の  
 適正な取扱いを確保するために必要な措置に  
 関する事項
- 六 送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそ  
 れへの対処を求める通知先に求める特定アク  
 セス行為により取得する通信履歴等の電磁的  
 記録に記録された情報の適正な取扱いを確保  
 するための措置に関する事項
- 七 その他必要な事項

3 機構は、法附則第九条後段の規定により実施  
 計画の変更の認可を受けようとするときは、変  
 更しようとする事項及びその理由を記載した申  
 請書を総務大臣に提出しなければならない。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開  
 発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法  
 律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日か  
 ら施行する。
- （この省令の失効）

- 2 この省令は、平成三十六年三月三十一日限  
 り、その効力を失う。